

イノシシ、シカによる被害防止対策を支援します



本町では、イノシシ・シカの出没や、水稲、野菜の被害で悩んでいる地域で、被害防止のための侵入防止柵を設置する活動を支援します。

これまで、2戸以上の農業者等が侵入防止柵を設置する場合には、鳥取県鳥獣被害総合対策事業により、資材費の2/3(県：1/3、町：1/3)を支援してきました。

しかし、出没回数が増加やイノシシよりもシカによる被害が増加したことで、侵入防止柵の新設整備や柵を高くする対策が必要となつていきます。

国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」を活用して、地域ぐるみで広範囲の設置をすれば、資材費相当分が定額補助[※]され、実質、消費税相当額や資材費振込手数料の経費負担のみとなります。



被害対策済みの柵

詳しい支援内容は、お問い合わせください。

※1鳥取県鳥獣被害防止事業の事業主体要件は、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、認定農業者、小規模高齢化集落及びそれに準ずる集落において市町村長が特別に認める農業者

※2国の定めた標準単価以下であれば全額補助となる。(ワイヤーメッシュ柵 上限1,500円/㎡) 担当 山村再生課 大原

くらしの情報

障がいのあるお子さんのために ～特別児童扶養手当制度～

特別児童扶養手当とは、児童のすこやかな成長を願って、身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に対して支給される手当です。(外国人も支給の対象です)

<手当を受けられる人>

特別児童扶養手当を受けとることができる人は、20歳未満の身体又は精神に中程度以上の障がいのある児童を養育している人(養育者)です。(児童扶養手当、障害児福祉手当を受給していても受けられます) ただし、次の場合は手当を受けとることができません。



- ①児童や、父もしくは母、または養育者が日本に住んでいないとき。
- ②児童が、障がいを事由とする公的年金を受けられるとき。(全額支給停止の場合を除く)
- ③児童が、障害児入所施設、障害者支援施設等(通園・通所施設を除く)に入所しているとき。

<特別児童扶養手当の額>

1級(重度) : 児童1人につき月額50,400円
2級(中程度) : 児童1人につき月額33,750円
平成25年10月～
1級 : 月額50,050円
2級 : 月額33,330円
※手当の月額、物価変動等の要因により改定される場合があります。

<所得による支給制限>

受給者や配偶者及び生計を同じくする扶養義務者(同居する家族)の前年の所得が一定以上であるときは、その年の8月分から翌年の7月分までの手当の支給が停止されます。
※詳しい案内チラシ、申請書、診断書の様式等は町の福祉課窓口にありますので、おたずねください。

問合せ先 保健センター福祉課 森本
☎75-4102
または鳥取県福祉保健部障がい福祉課
☎0857-26-7152

不妊治療費助成金交付事業の 一部変更について

昨年度より、一部の不妊治療に対して助成金を交付しておりますが、鳥取県の特定不妊治療費助成金事業(以下、県助成金)の一部改正を受け、本町でも今年度から内容を一部変更しております。詳細については、下記までお問い合わせください。なお、この事業の詳しい案内については、福祉課に設置のチラシ、または町ホームページをご覧ください。

【特定不妊治療(体外受精・顕微授精)費助成金改正点】

※人工授精助成金については、変更はありません。

対象	項目	変更内容
4月1日以降に県助成金の交付申請をした人	・以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合 ・採卵したが卵が得られない場合 ・状態の良い卵が得られないため採卵を中止した場合	助成金の上限額175,000円 →87,500円に変更
7月1日以降に県助成金の交付申請をした人	・1年度あたりの助成回数は2回(初年度は3回)まで	左記の回数を超える場合は、1回につき上限78,000円を助成

問合せ先 保健センター福祉課 古谷
☎75-4101

「無料」で乳がん検診が受けられます!!

※先着30人

～第3回鳥取ピンクリボンフェスタ～

あなたのことを大切に思っている人、大切な自分を乳がんから守るため、乳がんの知識を伝え、早期発見・早期治療を呼びかけるイベントを行います。

【日時】10月14日(月)午後1時～4時
【場所】イオンモール鳥取北 1階セントラルコート
【内容】無料乳がん検診(マンモグラフィ撮影+視触診) パネル展示、骨密度測定、ミニコンサート、子ども向けイベントなど

【乳がん検診の対象】
鳥取県東部地域にお住まいの40歳以上の人(本年度未受診者に限る)
※この日に限り、奇数年齢の人でも受けることができます。



【持ち物】不要
【申込期間】10月7日(月)～11日(金)

申込み・問合せ先
鳥取県保健事業団 ☎0857-23-4841
受付時間 午前8時30分～午後5時30分

民泊のスヌメ

子どもの民泊受け入れへ

「智頭町まるごと民泊」の取組を進める本町では、よりよい受け入れ体制を整えるため、民泊協議会会員、民泊に関心のある町民向けに、研修会を開催しています。

今回は、内閣府地域活性化伝道師の田淵正人さん(近江屋ツアーセンター所長)を講師に招き、需要の高まっている子ども民泊受け入れについて話し合ってもらいました。

今後、民泊を受け入れるうえで大変参考になる話が聞けたと、参加したみなさんは満足した様子でした。

この研修会の様子を撮影したDVDの貸出をしています。お問い合わせください。



民泊受け入れのポイントについて語る田淵さん

民泊受け入れ家庭募集中!!

民泊の大きな魅力は、都市住民が町内の民家に泊まり、町民との交流を楽しむことです。家で育てている野菜と一緒に収穫したり、林業について語り合ったりと民泊家庭によって交流の仕方は様々です。

民泊の際「何をしても良いかわからない」、「メニューが少なく困っている」といったことを解決するために民泊家庭向けの「献立講習会」など各種講習会を定期的に開催しています。気軽にお問い合わせください。



民泊のようす

問合せ先 役場山村再生課 ☎75-3117